

生駒市医療介護連携ネットワーク協議会開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けることができるよう、市、医療、介護の関係機関が連携して包括的かつ継続的な医療と介護サービスの提供体制を構築するため、生駒市医療介護連携ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会において意見又は助言を求める事項は次に掲げるものとする。

- (1) 医療及び介護に係る地域の関係機関の連携強化に関すること。
- (2) 在宅医療介護の推進に関すること。
- (3) その他目的達成のために必要な事項。

(参加者)

第3条 市長は、別表に掲げる関係機関（以下「参加機関」という）のうちから、協議会への参加を求めるものとする。

- 2 協議会への参加者は、参加機関の代表者が推薦した者とし、参加を依頼した日から、その日の属する翌年度の末日までとする。ただし、期間を超えて参加することを妨げない。
- 3 参加者の欠員により補充された委員の参加期間は、前任者の在任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1名及び副会長2名を置く。

- 2 会長は、委員の中から互選により決定し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、協議会の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときに又は会長が欠けたときには、その職務を代理するものとし、あらかじめ指名順位を決定しておくものとする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(部会)

第6条 協議会は、第2条の協議事項についてより専門的な意見を求めるため、認知症対策部会及び在宅医療介護推進部会を置く。

- 2 部会は、市長が指名する委員又は協議会の参加者と同じく、参加機関の代表者が推薦した者をもって構成する。
- 3 部会員の参加期間は、委員の期間と準じるものとする。
- 4 前各項のほか、部会の運営等に関し必要な事項は別に定める。

(守秘義務)

第7条 協議会の会議及び部会に出席した者は、正当な理由がなく、会議の内容その他職務上知り得た個人に関する情報を漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

(謝礼)

第8条 協議会及び部会に参加した者の謝礼は、附属機関等の委員の報酬及び費用弁償並びに懇談会等の参加者の謝礼及び旅費に関する基準（平成25年1月1日施行）を準用するものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、市長の定める機関において処理する。

(施行の細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が参加者に意見を求めた上で定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(生駒市医療介護連携ネットワーク協議会開催要綱の廃止)

2 生駒市医療介護連携ネットワーク協議会開催要綱（平成28年4月1日施行）は、廃止する。

別表（第3条関係）

生駒市医療介護連携ネットワーク協議会参加者一覧

生駒市医師会
生駒地区医師会
生駒市内病院
生駒市歯科医師会
生駒地区薬剤師会
訪問看護ステーション
地域包括支援センター
居宅介護支援事業所
訪問介護事業所
通所介護事業所
介護老人福祉施設
介護老人保健施設
小規模多機能型居宅介護施設
郡山保健所
生駒市
その他市長が必要と認める者